

都市計画・景観計画の提案制度

居住誘導区域内において、20戸以上の住宅整備に関する事業を行おうとする者は、都市計画(§ 86)又は景観計画(§ 87)について、住宅地の良好な環境・景観を保全するための提案を行うことができる。

改正後の提案制度

現行の提案制度に以下の制度を新設

主体

居住誘導区域内において、
20戸以上の住宅の整備に関する事業を行おうとする者

提案先

- ・都市計画決定権者(都市計画関係)
- ・景観行政団体(景観関係)

提案内容

当該事業を行うために必要な以下の事項

【都市計画関係】

- ・用途地域又は高度利用地区に関する都市計画
- ・市街地再開発事業、土地区画整理事業に関する都市計画
- ・地区計画に関する都市計画
- ・その他政令で定める都市計画

の決定又は変更

【景観関係】

- ・景観計画の策定又は変更

民間事業者による景観計画の策定提案事例 (景観法)

【かずさの杜 ちはら台(市原市)】



○計画概要

<届出対象行為>

- ・建築物の新築、増築、改築又は大規模な外観の変更
- ・鉄柱、コンクリート柱、鉄塔、擁壁、煙突の建設等
- ・垣柵(生垣を含む)、門柱その他これに類するものの建設等

<景観形成方針>

- ・戸建住宅地に特化したまちなみづくり
- ・丘陵地に馴染んだ景観の形成
- ・地域の景観資源としての育成
- ・緑豊かな景観形成の推進